# 小施策評価シート (平成 27 年度実績評価)

施策コード	3	施策名	高齢者福祉の充実		
小施策コード	3-1	小施策名	地域包括ケアシステムの構築		
小施策 主管課等コード	066500	小施策 主管課等名	長寿社会課		
評価責任者名	吉田 一彦		内線番号	3560	
評価シート作成者名	久保 隆司	]	内線番号	3561	

# Step 1 小施策の全体像

# 小施策の概要等(構成事業は別紙ロジックモデルシートのとおり)

現状と課題	本市においては、少子高齢化の進行により高齢化率が上昇を続けてお
	り, 平成 26 年 10 月には 23%を超え, 団塊の世代が 75 歳以上となる 37
	年度には 30%を超える見込みとなっています。このことに伴い,認知症
	高齢者やひとり暮らし高齢者,高齢者のみ世帯が更に増加すると見込んで
	おり、今後、高齢者を地域全体で支える仕組みとして、地域包括ケアシス
	テムを構築していく必要がある。
取組の方向性	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう, 医療や介護, 介
	護予防,住まい,生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケ
	アシステム」を構築するための取組を強化する。
対象	市民
(誰(何)を対象として行うのか)	
意図	要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられ
(対象をどのようにしたいのか)	る。

# Step 2 成果指標の推移

(↑:数値を上げていくことを目標とする指標,  $\downarrow$ :数値を下げていくことを目標とする指標,  $\rightarrow$  : 数値を維持することを目標とする指標)

		25 年度	27 年度	31 年度	36 年度
指標項目	単位	実績	実績	目標値	目標値
		(現状値)			
A地域包括支援センター等への	件	21,052	16, 901	24,000	25, 000
相談件数 (↑)					
В ( )					
C ( )					

<sup>※</sup> 集計方法の見直しを行ったため、27 年度実績は現状値を下回る。以後も同様となるため、目標値の再設定が必要。

# Step 3 市民ニーズの把握

盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定するに当たり、平成26年6月~7月に実施した高齢者保健福祉に関する意向調査において、「介護が必要となっても住み慣れた地域で生活を続けるために最も必要なこと」について尋ねたところ、「介護従事者の確保や質の向上」と「介護をしている家族への支援の充実」が望まれているという結果であったが、このようなニーズを踏まえた上で、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めていく必要がある。

# Step 4 役割分担分析

### 1 各主体の役割の状況

		役割の内容	役割分担 比率(%)
各主体の役割の状況	市	地域包括支援センターの充実, 医療・介護の連携の充 実, 認知症対策の充実, 生活支援サービス提供体制の整 備に取り組む。	50
	国・県・ 他自治体	市に対する情報提供、人材育成、地域包括ケアシステム構築に向けた環境づくりを行う。	20
	市民・ NPO	地域での支え合いに参加する。	10
	企業・その他	質の高い医療,介護,生活支援サービスなどの提供を 行う。	20

#### 2 今後の市の役割の比重の方向性とその理由

- □ 市の役割の比重を拡大していくことを検討する
- 現状維持 (現在の市の役割の比重を維持する)
- □ 市の役割の比重を縮小していくことを検討する

#### (理由)

地域包括ケアシステム構築については、その取組が始まったばかりという段階であり、当面は、現在の役割分担で取り組んでいく必要があると考える。ただし、長期的には、市民や民間法人等が担う比率を高めていけるような取組方法を検討していくものである。

## Step 5 成果・問題点の把握と改革改善案

#### 1 成果の把握と要因分析及び課題の設定

# (1) 小施策の中で成果をあげた点

地域包括支援センター等で実施している相談業務が、以前よりも充実してきている。

## (2) 成果をあげた要因

地域包括支援センターを従来の7箇所から9箇所に増やすとともに、センターの職員も所要の増員を行ったことや、従事職員対象の研修を充実させたため。

#### (3) さらなる成果向上に向けて取り組むべき課題(課題がある場合に記載)

地域包括支援センターの体制については、今後も高齢者数に応じて所要の見直しを行っていく必要がある。

#### 2 問題点の把握と原因分析及び課題の設定

#### (1) 小施策における現状の問題点

介護保険法の改正に伴い、地域包括ケアシステムを構築するために、市町村が実施することを義務づけられた①医療・介護の連携の充実、②認知症対策の充実、③生活支援サービス提供体制の整備に関しては、今後において事業を拡充していくことが必要であるが、当市においては、その取組が始まったばかりという段階であり、検討すべき課題が山積している状況である。

また、同様に、平成29年4月から実施することが義務付けられている「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向けた準備作業も同時に進めていく必要がある。

## (2) 現状の問題点が生じている原因

取組が始まったばかりという段階であり、市が目指している地域包括ケアシステムの全体像がまだ明確なものになっていないということも要因ではあるが、実際のところは、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業は、その具体的な取組が多種様々な上、ほとんどが市にとっては新たな事業であり、そのどれか一つを取っても、簡単に解決することができるものではないにもかかわらず、ほぼ同時期に作業を進めていく必要があり、配置された職員ではマンパワー不足の状態になっていることが一番の原因と考えている。

#### (3) 分析した原因を踏まえて取り組むべき課題

限られたマンパワーを上手く回していく手法の検討が必要。

# 3 改革改善案 (上記 1 (3) 及び 2 (3) で設定した課題に対する具体の取組)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、優先的に取り組む事業を明確化した上で、工程表を 作成し、その時その時に集中的に1つ1つの事業に向き合っていく。

市民の関心も高い認知症対策の充実を先行させて、認知症を切り口に、市民や民間法人等の地域包括ケアシステムに対する理解や協力を求めていく。なお、平成29年4月開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」については、期限が迫っていることから、平成28年度は、同事業の円滑な実施に向けた準備作業を最優先として取り組む。

# Step 6 小施策と構成事業の関係性

- **1** 小施策との結び付きが弱い、もしくは他の事業と重複していると考えられる事業 該当事業なし。
- 2 1で記載した事業についてその理由
- 3 1で記載した事業の今後の方向性(案)(縮小・廃止・統廃合等)